

消費税率8%への引上げに合わせた区分支給限度基準額の見直しについて

社保審一介護給付費分科会第98回（H26.1.15）資料1-4より一部抜粋

1. 基本的な考え方

- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。

2. 区分支給限度基準額

* 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

要介護度	現行区分支給限度基準額	4月からの区分支給限度基準額	差額
要支援1	4,970単位	5,003単位	33単位
要支援2	10,400単位	10,473単位	73単位
要介護1	16,580単位	16,692単位	112単位
要介護2	19,480単位	19,616単位	136単位
要介護3	26,750単位	26,931単位	181単位
要介護4	30,600単位	30,806単位	206単位
要介護5	35,830単位	36,065単位	235単位

指定居宅サービス介護給付費単位数表

◎訪問介護費

身体介護が中心である場合

項目	現行	項目	4月からの単位数	差
所要時間20分未満の場	170	所要時間20分未満の場	171	1
所要時間20分以上30分未満の場合	254	所要時間20分以上30分未満の場合	255	1
所要時間30分以上1時間未満の場合	402	所要時間30分以上1時間未満の場合	404	2
所要時間1時間以上の場合 584単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位		所要時間1時間以上の場合 587単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位		

生活援助が中心である場合

項目	現行	項目	4月からの単位数	差
所要時間20分以上45分未満の場合	190	所要時間20分以上45分未満の場合	191	1
所要時間45分以上の場合	235	所要時間45分以上の場合	236	1
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場	100	通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場	101	1

介護予防訪問介護費（1月につき）

項目	現行	項目	4月からの単位数	差
介護予防訪問介護費（Ⅰ）	1.220	介護予防訪問介護費（Ⅰ）	1.226	6
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	2.440	介護予防訪問介護費（Ⅱ）	2.452	12
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	3.870	介護予防訪問介護費（Ⅲ）	3.889	19

* 4月からの各加算項目は、介護・予防共に現行と変更なし。

指定居宅サービス介護給付費単位数表

◎通所介護費

小規模型通所介護費

・所要時間3時間以上5時間未満の場合

介護度	単位数	介護度	4月からの単位数	差額
要介護1	461	要介護1	464	3
要介護2	529	要介護2	533	4
要介護3	596	要介護3	600	4
要介護4	663	要介護4	668	5
要介護5	729	要介護5	734	5

・所要時間5時間以上7時間未満の場合

介護度	単位数	介護度	4月からの単位数	差額
要介護1	700	要介護1	705	5
要介護2	825	要介護2	831	6
要介護3	950	要介護3	957	7
要介護4	1,074	要介護4	1,082	8
要介護5	1,199	要介護5	1,208	9

・所要時間7時間以上9時間未満の場合

介護度	単位数	介護度	4月からの単位数	差額
要介護1	809	要介護1	815	6
要介護2	951	要介護2	958	7
要介護3	1,100	要介護3	1,108	8
要介護4	1,248	要介護4	1,257	9
要介護5	1,395	要介護5	1,405	10

・介護予防費

介護度	単位数	介護度	4月からの単位数	差額
要支援1	2,099	要支援1	2,115	16
要支援2	4,205	要支援2	4,236	31

* 4月からの各加算項目は、介護・予防共に現行と変更なし。

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

◎居宅介護支援費

居宅介護支援費（1月につき）

居宅介護支援費（Ⅰ）

項目	単位数	項目	4月からの単位数	差
要介護1又は 要介護2	1,000	要介護1又は 要介護2	1,005	5
要介護3、要 介護4又は要 介護5	1,300	要介護3、要 介護4又は要 介護5	1,306	6

居宅介護支援費（Ⅱ）

項目	単位数	項目	4月からの単位数	差
要介護1又は 要介護2	500	要介護1又は 要介護2	502	2
要介護3、要 介護4又は要 介護5	650	要介護3、要 介護4又は要 介護5	653	3

居宅介護支援費（Ⅲ）

項目	単位数	項目	4月からの単位数	差
要介護1又は 要介護2	300	要介護1又は 要介護2	301	1
要介護3、要 介護4又は要 介護5	390	要介護3、要 介護4又は要 介護5	392	2

◎介護予防支援費（1月につき）

項目	単位数	項目	4月からの単位数	差
介護予防支援費	412	介護予防支援費	414	2

* 4月からの各加算項目は、介護・予防共に現行と変更なし。